

# 第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(富士川中流森林計画区)

計 画 期 間      自   平成27年 4 月 1 日  
                         至   平成32年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり<sup>もり</sup>等<sup>り</sup>の面で高まっており、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

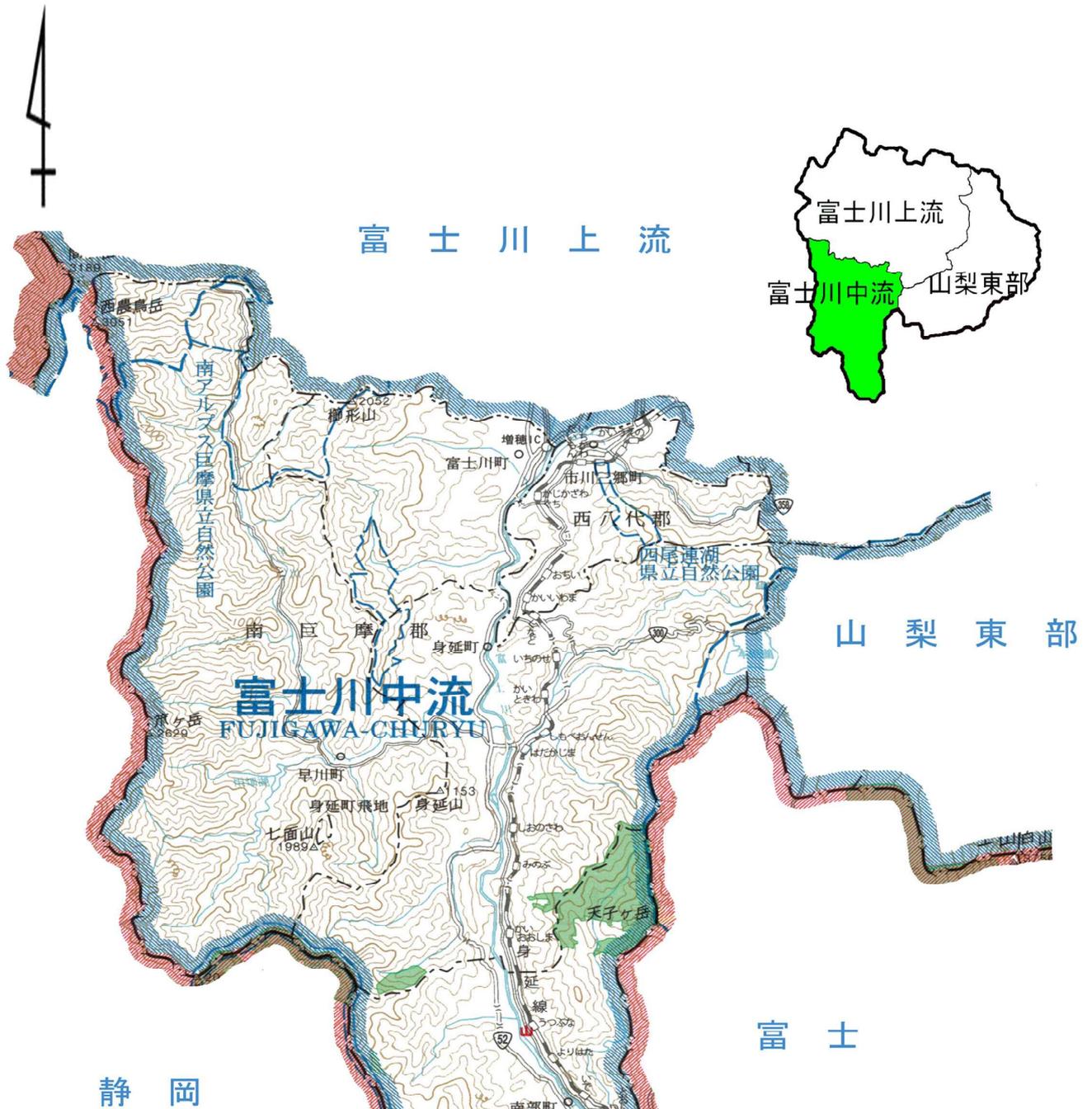
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、その目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の富士川中流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、県、市町村等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

# 富士川中流森林計画区の国有林野位置図



凡例	
	森林管理署等界
	森林計画区界
	国有林
	森林管理署
	森林事務所

## 目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
（1）森林計画区の概況	1
（2）国有林野の管理経営の現況及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林	5
④ 緑の回廊	5
⑤ レクリエーションの森	5
（3）持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	6
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	8
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	8
（4）政策課題への対応	9
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
（1）機能類型毎の管理経営の方向	10
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	12
① 土砂流出・崩壊防備エリア	12
② 気象害防備エリア	12
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	12
ウ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	13
（2）地域ごとの機能類型の方向	14
ア 上佐野地区	14
イ 上ノ山地区	14
3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	15
（1）低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	15
（2）林業事業体の育成	15
（3）民有林と連携した施業の推進	15
（4）森林・林業技術者等の育成等	16
（5）林業の低コスト化等に向けた技術開発	16
（6）その他	16

4	主要事業の実施に関する事項	17
(1)	伐採総量	17
(2)	更新総量	17
(3)	保育総量	17
(4)	林道等の開設及び改良の総量	17
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	18
1	巡視に関する事項	18
(1)	山火事防止等の森林保全管理	18
(2)	境界の保全管理	18
(3)	入林マナーの普及・啓発	18
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	18
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	19
(1)	保護林	19
ア	植物群落保護林	19
(2)	緑の回廊	20
4	その他必要な事項	20
(1)	野生動物による被害に関する事項	20
(2)	希少猛禽類の生息に関する事項	20
(3)	溪畔周辺の取扱いに関する事項	21
(4)	その他	21
III	林産物の供給に関する事項	22
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	22
2	その他必要な事項	22
IV	国有林野の活用に関する事項	23
1	国有林野の活用の推進方針	23
2	国有林野の活用の具体的手法	23
3	その他必要な事項	23
V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	24
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	24
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	25
1	国民参加の森林に関する事項	25
2	分収林に関する事項	25
3	その他必要な事項	25
(1)	森林環境教育の推進	25
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	25

VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	26
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	26
(1)	林業技術の開発	26
(2)	林業技術の指導・普及	26
2	地域の振興に関する事項	26
3	その他必要な事項	26
	森林の管理経営に関する指針	別冊

# I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## 1 国有林野の管理経営の基本方針

### (1) 森林計画区の概況

本計画区の対象は、山梨県の南西部に位置し、富士川広域流域に含まれる富士川中流森林計画区\*内の国有林野 2 千 ha であり、当森林計画区の 2 % を占めている。

当計画区は、北西部の長野県境から静岡県境にかけて 2,000 m 級の山岳が連なる南アルプスから派生し、静岡県を境に身延山地及び天子山地から構成されている。

身延山地は間ノ岳、西農鳥岳、笹ヶ岳等の高峰が連なり、山伏、八紘嶺等の山脈により静岡県境を成し富士川へと落ち込み、天子山地は天子ヶ岳を中心として静岡県境を成しており、富士川の支流沿いの急傾斜の山岳地形となっている。

また、身延山地は静岡森林計画区、天子山地は富士森林計画区と接している。

水系は、南アルプス甲斐駒ヶ岳付近に発する釜無川と、奥秩父山系甲武信ヶ岳を源流とする笛吹川が甲府盆地で合流し富士川となり、間ノ岳付近に発する早川は雨畑川と合流し富士川に注いでいる。

また、国有林を源とする佐野川は、富士川の支流であり当計画区を二分しつつ南下、静岡県の駿河湾に注いでいる。

林況\*は、林地面積の 63 % がスギやヒノキなどを主とする人工林、37 % がブナなどの天然林である。

国有林野は、これらの河川の源流部に位置し、全体の 99 % が水源かん養保安林\*を主体とした保安林に指定されており、地域の水がめとして重要な役割を担っている。

また、南部町には、山梨県内に 3 箇所ある木材共販所のうち 1 箇所があり、素材市場としての木材共販所及び小径木加工施設が整備されており、当計画区における木材流通拠点となっている。

※【富士川中流森林計画区】  
全国では 158 の森林計画区があり、山梨県では、富士川上流、富士川中流、山梨東部の 3 森林計画区に区画されています。

#### ※【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

#### ※【保安林制度】

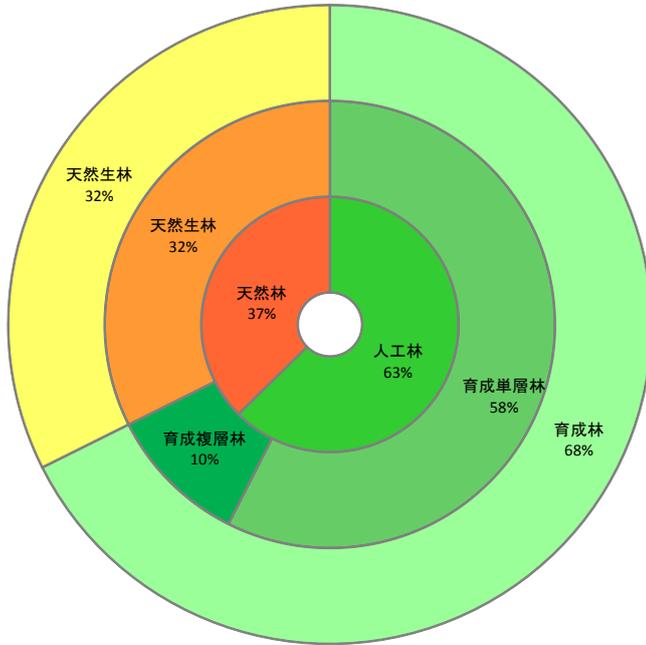
保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって、目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

## (2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

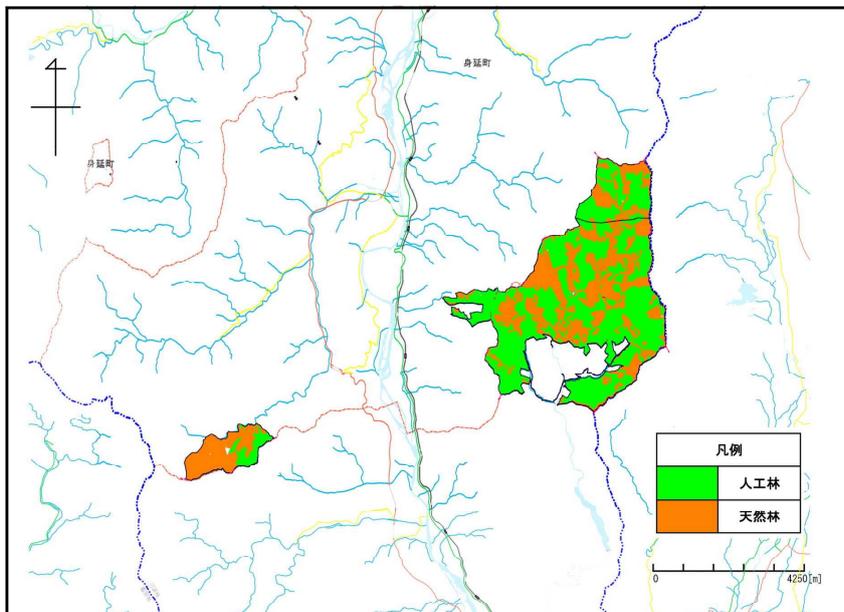
### ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成26年3月31日時点）は、人工林を中心とする育成林が1,507ha（育成単層林\*1,280ha、育成複層林\*227ha）、天然生林\*が722haとなっている。

（図－1－1、図－1－2 参照）



図－1－1 人工林、天然林及び林種\*の区分（面積比）



図－1－2 人工林、天然林の分布状況

#### \*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が行われている森林。

#### \*【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業が行われている森林。

#### \*【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業が行われている森林。

#### \*【林種】

森林の成立状態及び施業の方法により区分したもの（育成単層林、育成複層林、天然生林）。

主な樹種別の材積を見ると針葉樹ではヒノキ179千 $m^3$ 、スギ170千 $m^3$ 、マツ類7千 $m^3$ 、その他針葉樹7千 $m^3$ 、広葉樹ではブナが4千 $m^3$ 、その他広葉樹114千 $m^3$ 、となっている。

(図-2参照)

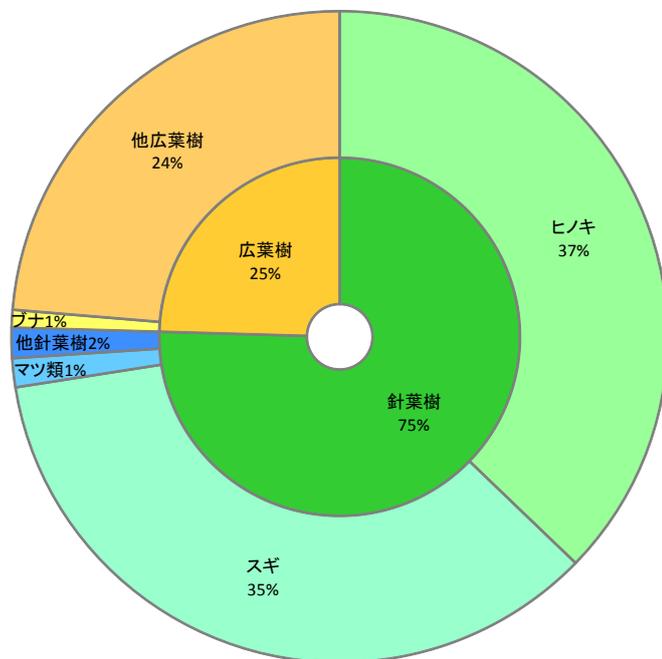


図-2 主な樹種構成 (材積比)

人工林の齢級\*構成 (面積別) を見ると、1 齢級から 4 齢級が 3%、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 21%、9 齢級以上の林分が 76% となっている。

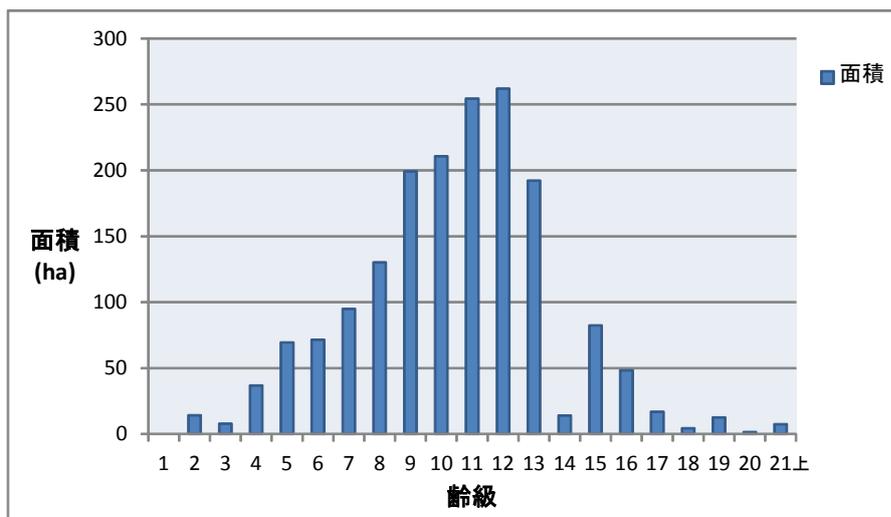


図-3 人工林の齢級構成 (面積別)

\*【齢級】  
林齢 (樹木の年齢) を 5 年の幅にくくったもの。  
1 齢級は、1 ~ 5 年、  
2 齢級は、6 ~ 10 年、  
10 齢級は、46 ~ 50 年  
などとなります。

## イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 22 年度～平成 26 年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成26年度は実行予定を計上した）。

### ① 伐採量

伐採総量は計画60, 158m<sup>3</sup>に対して実績27, 690m<sup>3</sup>と46%の実行となった。

主伐<sup>\*</sup>は、分収林<sup>\*</sup>の契約期間が満了となる箇所を中心に計画したが、契約延長（伐期の延長）や、台風により路網等が被災したことにより、一部実行を見合わせたことから計画量に対し6%と計画を下回った。

間伐<sup>\*</sup>は、地球温暖化防止対策に寄与すべく実施したが、生育状況等を考慮し一部の実行を見合わせたことから計画量に対して62%(材積)と計画を下回った。

(単位：材積m<sup>3</sup>)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	17, 034	43, 124 (542ha)	1, 000	26, 690 (197)

- 注) 1 ( ) は間伐面積である。  
2 前計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

### ② 更新<sup>\*</sup>量

分収林を中心に主伐を計画したが、台風により路網等が被災したこと等により大部分を実行できなかったこと、また、一部実行した主伐も計画期間の最終年であったことから、更新は発生しなかった。

(単位：ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	9	5	—	—

#### \*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、50%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

#### \*【分収林】

P25参照。

#### \*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

#### \*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

③ 保護林\*

当計画区に設定している保護林について、現状を把握するため平成24年度に森林や動植物等の状況に関するモニタリング\*を実施した。

その結果、概ね健全な状態を維持していることが確認された。

なお、ナラ枯れ\*などの森林病虫害について、当保護林では発生の報告はないものの、今後発生する可能性を視野に入れ、モニタリングの中で、保護林へ及ぼす影響についてどのように把握していくか検討することとする。

(単位：面積ha)

保護林の名称	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
植物群落保護林	1	20	1	20
計	1	20	1	20

④ 緑の回廊\*

該当なし。

⑤ レクリエーションの森\*

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然観察教育林、②森林スポーツ林、③野外スポーツ地域、④風景林、⑤風致探勝林、⑥自然休養林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

当計画区では、東海自然歩道及び東海自然歩道付帯施設をレクリエーションの森施設に選定している。

\*【保護林】

P19参照。

\*【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

\*【ナラ枯れ】

ナラ類の集団枯損被害のこと。カシノナガキクイムシを媒介としてナラ菌(*Raffaelea quercivora* ラファエリアクエルシボラ)が樹幹内で繁殖し、形成層が壊死して通水疎害を起こし枯死に至ります。

参考リンク：林野庁の「ナラ枯れ」のページ  
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/naragare.html>

\*【緑の回廊】

保護林と連結し、野生動植物の移動経路を確保することにより、広範囲で効果的な森林生態系保全を目的に設定しています。

\*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

### (3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分<sup>\*</sup>に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス<sup>\*</sup>に属しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

#### ア 生物多様性<sup>\*</sup>の保全

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系<sup>\*</sup>を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、希少な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息・生育地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（利根上流森林計画区（群馬県）の地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・皆伐箇所の分散と伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林の適切な維持・管理
- ・希少猛禽類<sup>\*</sup>生息地が確認された場合の森林施業への配慮、モニタリングの実施

#### イ 森林生態系の生産力の維持

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林整備の適切な実施と伐採後の更新の確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

<sup>\*</sup>【機能類型区分】

P10参照。

<sup>\*</sup>【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

<sup>\*</sup>【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

<sup>\*</sup>【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

<sup>\*</sup>【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・利用期に達した人工林の間伐及び主伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な再生林又は天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網<sup>\*</sup>の整備

<sup>\*</sup>【路網】

P17の「林道」及び「林業専用道」を参照。

## ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外的要因による森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ニホンジカやツキノワグマによる食害、剥皮被害防止対策
- ・山火事を防止するための巡視
- ・森林病虫害獣害の早期発見のための巡視

## エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

侵食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養<sup>かん</sup>のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・伐採跡地の適確な更新による裸地状態の減少
- ・溪畔沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

<sup>\*</sup>【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

## オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図る。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・主伐と再生林による森林資源の若返りを推進
- ・造林、間伐等の森林整備の推進

- ・優良種苗の導入
- ・木材利用の推進

## カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・森林共同施業団地による木材の安定的及び効率的な生産と路網整備の推進
- ・国民参加の森林づくりの推進
- ・森林環境教育の推進
- ・花粉症発生源対策としての無花粉スギ等の導入

## キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林<sup>もり</sup>」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・地域管理経営計画等の策定
- ・「国有林モニター」<sup>\*</sup>の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・関東森林管理局のHP<sup>\*</sup>等の充実による情報発信

<sup>\*</sup>【国有林モニター】  
国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

<sup>\*</sup>【ホームページアドレス】  
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

#### (4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の 管理経営の 一層の推進	<p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所等において、溪間工22箇所、山腹工4箇所の治山事業を計画。</li> </ul> <p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「上佐野植物群落保護林」については適切な保護を図るとともに、モニタリングを実施。</li> </ul> <p>【地球温暖化防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林吸収源対策として、間伐等の適正な森林の整備や木材利用等を推進。</li> <li>・将来にわたり森林の二酸化炭素吸収量を確保する観点から、主伐及び確実な再生林による齢級構成の平準化を推進。</li> </ul>
地域の森林 ・林業再生 への貢献	<p>【木材の安定供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スギやヒノキを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進。</li> </ul> <p>【民国連携した森林整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地を設定し、連携した森林施業を推進。</li> </ul>
国民の森林 <sup>もり</sup> としての管 理経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民が自主的に行う森林整備活動としての「国民参加の森林づくり」や国有林野をフィールドとした遊歩道等の活用など森林レクリエーションの場として利用を促進。</li> </ul>

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害<sup>\*</sup>の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」及び水源の涵養<sup>かん</sup>を重視する「水源涵養タイプ」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に、再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐と再造林を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生動植物の生息・生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

<sup>\*</sup>【気象害】  
風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

表－1 機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> </ul>	453
	気象害防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</li> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（例：海岸部）により除外する場合もある）</li> </ul>	—
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）</li> </ul>	20
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）</li> </ul>	1,871
機能類型区分設定外		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付地等が該当</li> </ul>	1
合 計			2,345

本表に用いた略称

略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

## ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

なお、本計画区における山地災害防止タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

### ① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

### ② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	453	453	—

## イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

また、希少な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

なお、本計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	20	20

#### ウ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠<sup>\*</sup>層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

なお、本計画区における水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面 積	1,871

注) 分収林については、契約に基づき伐採する(ただし、保安林等の制限がある場合は、その制限に従う)。

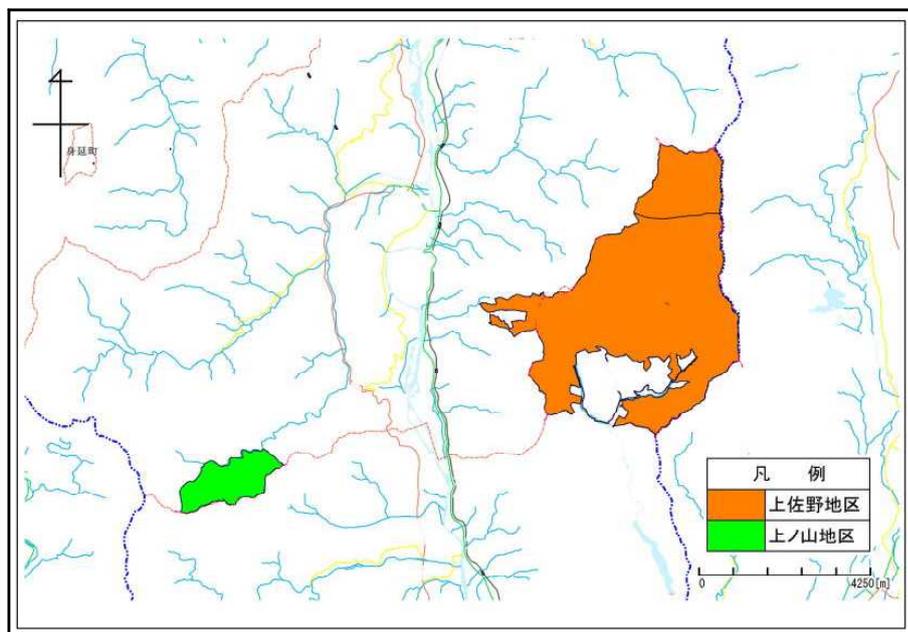
#### \*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。

一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

## (2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、上佐野地区、上ノ山地区の2地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。



図－4

### ア <sup>かみさの</sup>上佐野地区 (46～128林班、132林班)

本地区は当計画区の東部に位置し、南部町及び身延町を含む富士川左岸、標高350m～1,600mに位置している。

本地区は富士川支流の佐野川源流部であることから、主として水源涵養<sup>かん</sup>タイプに区分し、水源涵養機能<sup>かん</sup>を重視した管理経営を行う。

また、静岡県境の天子山地稜線部はブナ、ヒメシャラ、カエデ等の落葉樹林と併せ一部に天然スギ及びヒノキが混成しており、希少性が高い林分であることから、「上佐野植物群落保護林」として設定しており、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

### イ <sup>うえやま</sup>上ノ山地区 (129～131林班)

本地区は当計画区の西部に位置し、身延町の富士川右岸、南部町境の北面であり、標高450m～1,600mに位置している。

本地区は、富士川支流相俣川の源流部であり、また、一部区域が砂防指定地となっていることから、山地災害防止タイプの土砂流出・崩壊防備エリア及び水源涵養<sup>かん</sup>タイプに区分し、水源涵養機能<sup>かん</sup>を重視した管理経営を行うこととする。

### 3 森林の流域管理システム<sup>\*</sup>の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、県、市町村等と密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、県、市町村等との連絡調整を図り、流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、以下に掲げる事項について重点的に取り組むこととする。

#### (1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

平成25年3月に設定した「身延・南部地域森林共同施業団地」での施業の効率化等に関する取組について、関係者と連携して普及・啓発を行う。

また、県森林総合研究所、森林組合等と連携し、国有林野をフィールドとして、低コスト作業システムの検討会を開催するなど、低コスト造林技術の提案等を行い、民有林における普及・定着に努める。

#### (2) 林業事業者の育成

民有林行政との連携を図りつつ、事業の計画的な発注や立木の供給等を通じて、林業事業者の育成に努める。

また、「緑の雇用」事業において実施する研修等のフィールドとして、国有林野を積極的に提供する。

#### (3) 民有林と連携した施業の推進

利用期を迎えつつある資源を活用し、持続可能な森林経営の実現に向け、施業の集約化や計画的な路網整備、効率的な施業等を推進していくことが重要であるため、森林共同施業団地において、民有林関係者と連携し、民有林・国有林が一体となった効率的な路網整備や計画的な間伐の実施等に取り組む。

#### 森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	416	536

<sup>\*</sup>【流域管理システム】

日本の森林は流域を単位として158に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備や林業・木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

**(4) 森林・林業技術者等の育成等**

事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成を支援する。

**(5) 林業の低コスト化等に向けた技術開発**

民有林への普及を念頭に、林業の低コスト化等に向けた技術開発を関係機関と連携の下に推進する。

**(6) その他**

地方公共団体等と連携し、鳥獣被害及び森林病虫害対策として連絡会等を開催する。

また、システム販売\*による間伐材等の計画的な供給、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進することとする。

\*【システム販売】

地域材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場との協定に基づいて国有林材を安定的に販売する仕組みです。

#### 4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

##### (1) 伐採総量<sup>\*</sup> (単位：m<sup>3</sup>)

区分	主伐	間伐	計
計	23,638	29,561 (376)	55,921 《2,722》

- 注) 1 ( )は、間伐面積(ha)。  
2 計欄の《 》は、臨時伐採量<sup>\*</sup>で内書。  
3 計は主伐、間伐及び臨時伐採量の合計。

##### (2) 更新総量<sup>\*</sup> (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	42	—	42

##### (3) 保育総量<sup>\*</sup> (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	123	9	23

##### (4) 林道等の開設及び改良の総量

区分	開設		拡張(改良)	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林道 <sup>*</sup>	2	2,146	9	430
うち林業専用道 <sup>*</sup>	2	2,146	9	430

<sup>\*</sup>【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

<sup>\*</sup>【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

<sup>\*</sup>【更新総量】

更新とは主伐により生じる森林造成の基本となるものであり、人工造林と天然更新に区分されません。

更新総量については、前計画における伐採跡地等のほか5年分において計画する主伐箇所へ更新期間を勘案した合計を計上します。

<sup>\*</sup>【保育総量】

森林の現況、更新量に基づき、下刈、つる切、除伐等の保育の種類別に施業基準を当てはめ計上します。

<sup>\*</sup>【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

<sup>\*</sup>【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 巡視に関する事項

#### (1) 山火事防止等の森林保全管理

国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

#### (2) 境界の保全管理

当計画区の境界は、地形が急峻な山地帯に位置しており、境界標識の亡失のおそれが高ことから、今後とも巡検<sup>\*</sup>等に努めるなど境界の適切な保全管理を実施することとする。

<sup>\*</sup>【巡検】

国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

#### (3) 入林マナーの普及・啓発

近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にあり、これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの未然防止や早期発見が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

また、貴重な野生動植物を保護する観点から、保護林等では、立入禁止の呼びかけ等を行うとともに、山野草の盗採掘等防止については、地元自治体と連携を図りつつ、林野巡視を行うこととする。

### 2 森林病害虫<sup>\*</sup>の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害については小康状態にあるが、新たな被害が発見された場合は、民有林関係者と連携して薬剤の樹幹注入等の防除対策を講じるとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧に当たっては、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

<sup>\*</sup>【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等とされています。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は見られないものの、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講じることとする。

### 3 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### (1) 保護林\*

保護林は、野生動植物の生息又は生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では1箇所、20haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為は、これにかかわらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
植物群落保護林	1	20
計	1	20

#### ア 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、保護すべき植物群落の維持のために必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。

#### \*【保護林】

保護林とは、国有林内の貴重な生態系及び自然環境の保護を目的に設定をするものです。

設定目的及び趣旨により「森林生態系保護地域」、「森林生物遺伝資源保存林」、「林木遺伝資源保存林」、「植物群落保護林」、「特定動物生息地保護林」、「特定地理等保護林」、「郷土の森」に区分します。

- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

## (2) 緑の回廊

該当なし。

## 4 その他必要な事項

### (1) 野生動物による被害に関する事項

近年、ニホンジカやツキノワグマ等による剥皮被害が発生していることから、防護柵の設置や樹木に保護資材を巻くなど被害予防対策を講じるとともに、個体数管理について、県等の関係機関と連携し、有効な手法の検討を行うこととする。

また、野生鳥獣による被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を重点的に行うこととする。

### (2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等の希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組等により把握に努めるとともに、生息等を確認した場合は、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺について希少猛禽類の情報が得られ、繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に諮るなどにより、適切に対応することとする。

### (3) 溪畔<sup>※</sup>周辺の取扱いに関する事項

溪畔周辺については、野生動植物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、溪畔周辺の整備について、水質保全の向上や野生動植物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

### (4) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

※【溪畔】  
常時水流のある溪流や河川、湖沼、湿原等の水域と強い結びつきを持つ範囲にある森林で、流域全体の生物多様性や公益的機能の発揮上重要な役割を担っています。

### Ⅲ 林産物の供給に関する事項

#### 1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は63%が人工林となっており、このうち5～8 齢級（21～40年生）の間伐適齢林分が21%、9 齢級（41年生）以上の高齢級林分が76%を占めている。

このため、主伐については、森林吸収源対策として将来にわたる二酸化炭素吸収量を確保する観点から齢級構成の平準化のために行う主伐及び分収林契約に基づく主伐が、間伐については、間伐適期林分や長伐期化（概ね100年生）に向けた高齢級林分の間伐が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

#### 2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、公園事業、その他公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。特に、河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

また、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興を目的とした土石、山菜等副産物の供給についても考慮し、地域産業の振興に寄与することとする。

## IV 国有林野の活用に関する事項

### 1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の振興のための活用、公用・公共用施設への活用等、地域における産業の振興、住民の福祉向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。

なお、活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図るものとする。

### 2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一貸付、売払等
- (2) 国民参加の森林（<sup>もり</sup>法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一分収造林契約等
- (3) ダム、公園、道路、電気事業施設等の公共用施設、地域産業の振興一貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用一使用許可等
- (5) ボランティア活動、森林教育の場一協定等

### 3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

## V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

### 1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない私有林であること
- (2) 市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存在する私有林又は当該区域に近接する私有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

## VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

### 1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとする。

なお、本計画では、協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

### 2 分収林に関する事項

分収林制度\*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

\*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理事務所主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

#### (2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導等を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

## Ⅶ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### (1) 林業技術の開発

平成25年度に定めた「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターにおける各種技術開発及び森林管理事務所に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

#### (2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

なお、自らが主伐・造林等の事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、コンテナ苗\*を用いた、主伐と造林を同時に行う一貫作業システムなど、先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

さらに、森林管理事務所において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

\*【コンテナ苗】

造林事業における初期投資の低コスト化を目的に、専用のコンテナ（マルチキャビティコンテナ）を利用して育苗した苗です。

### 2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の森林の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努め、また、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

### 3 その他の必要な事項

該当なし